

会計年度任用職員制度について

1 報酬額について

以下により決定された額を勤務時間に応じて支給する。

(1) 現行の月額給の非常勤職員の職について

原則、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する正規職員に適用される給料表の職務の級（1級）の初号給（1級1号給）（現業職は1級3号給）を基礎として学歴や経験年数を考慮して定める額とする。

例) 大学新卒者を事務の業務に会計年度任用職員として採用する場合
行政職給料表1級の初号給を基礎として、高校卒業後の学歴を考慮して決定。
⇒行政職1級1号給+大学4年×4号給/年=行政職1級17号給

(2) 現行の日額給の臨時職員の職について

当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する正規職員に適用される給料表の職務の級（1級）の初号給（1級1号給）の額とする。

(3) 現行の時間給の非常勤職員の職について

原則、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する正規職員に適用される給料表の職務の級（1級）の初号給（1級1号給）の額とする。
なお、現在の非常勤講師の時給単価の額は2,800円とする。

(4) 地域手当に相当する報酬について

給料表を適用する会計年度任用職員に対し、在勤する地域を考慮し、正規職員に支給する地域手当相当分を報酬単価に加味して支給する。

2 年収保障について（令和元年度に雇用されている者が対象）

上記1の新報酬月額により算出される年収額が、令和2年3月31日における報酬月額により算出される年収額（以下「旧年収額」という。）に達しないこととなる非常勤職員については、旧年収額を5年間保障する。

3 時間外勤務手当に相当する報酬について

会計年度任用職員については、原則として時間外勤務は行わせない。

仮に時間外勤務を命じた場合は、同一週内の別日の勤務時間を調整し、正規の週の勤務時間を越えないようにするものとする。

やむを得ず、正規の週の勤務時間を超えた場合には、時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

4 宿日直手当、夜間勤務手当に相当する報酬について

宿日直手当、夜間勤務手当に相当する報酬を支給する。

5 期末手当について

任期が6ヶ月以上で週当たりの勤務時間が15時間30分以上の会計年度任用職員に対して、支給するものとし、支給月数その他期末手当の支給額の計算方法については、正規職員の取扱いに準じるものとする。（JETプログラムを除く）

なお、令和2年6月期の期末手当は在職期間別割合を30/100として支給する。

6 費用弁償について

通勤にかかる費用については、現行制度と同様の制度に基づき、費用弁償として支給する。

7 勤務時間について

現行の非常勤職員・臨時職員ともに、会計年度任用職員移行後の勤務時間は、原則週29時間以内とする。

8 服務・懲戒・分限について

(1) 服務について

- ・服務の根本基準、服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止が適用される。
- ・営利企業等の従事制限は適用されない。
- ・職務に専念する義務が適用されることに伴い、職務専念義務の免除についても適用される。

(2) 懲戒・分限について

- ・正規職員と同様に、分限及び懲戒の規定が適用される。
- ・休職は無給とする。休職期間は、任命権者が定める任期の範囲内となる。

9 休暇について

以下の休暇を新設する。その他の休暇は現行の非常勤職員の休暇を移行する。

- ①住居滅失休暇（有給）②妊婦休息休暇（有給）③妊産婦健診休暇（無給）④妊婦通勤緩和休暇（無給）⑤妊産等による障害休暇（無給）

※全体一覧表は別表1のとおり

10 育児休業及び介護休業について

制度を新たに導入する。

11 人事評価について

全ての会計年度任用職員を対象として実施し、再度の任用にあたっての客観的な能力実証を行うにあたり、人事評価結果を判断要素の一つとして活用する。

12 健康診断について

これまで同様、任期が1年以上の者（再度の任用により1年以上任用される予定の者、1年以上引き続き任用されている者）で、かつ、週19時間以上の者について、定期健康診断及びストレスチェックを実施する。

なお、これまで対象外であった臨時職員も会計年度任用職員制度移行により、上記要件を満たす場合には定期健康診断及びストレスチェックの対象となる。

13 社会保険及び労働保険について

- ・要件を満たす者は、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険が適用となる。
- ・災害補償については、労働者災害補償保険法等により補償される者以外は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例により保障。

14 募集・採用手続きについて

採用にあたっては、5年毎に原則としてインターネットの利用、公共職業安定所への求人申し込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行う。

令和2年4月1日から会計年度任用職員として採用される場合も、原則として公募を行う。

【別表1】会計年度任用職員の休暇制度

	概要	取得期間等	時間取得																																																																																																																		
有給	年次休暇	<p>①勤務日が、週5日以上のある者又は勤務日が週4日以下の者のうち週の勤務時間が29時間以上の者</p> <table border="1"> <tr> <th>勤続年数</th> <th>雇用日</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> <th>6年</th> <th>7年以上</th> </tr> <tr> <td>年次有給休暇</td> <td>10日</td> <td>11日</td> <td>12日</td> <td>14日</td> <td>16日</td> <td>18日</td> <td>20日</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td>繰越限度日数</td> <td></td> <td>10日</td> <td>11日</td> <td>12日</td> <td>14日</td> <td>16日</td> <td>18日</td> <td>20日</td> </tr> </table> <p>②勤務日が週4日以下(週の勤務時間が29時間以上の者は除く。)又は年間総労働日数が216日以下の者</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">勤続年数</th> <th colspan="2">週当たり労働日数</th> <th colspan="2">4日</th> <th colspan="2">3日</th> <th colspan="2">2日</th> <th colspan="2">1日</th> </tr> <tr> <th colspan="2">年間総労働日数</th> <th colspan="2">(169~216日)</th> <th colspan="2">(121~168日)</th> <th colspan="2">(73~120日)</th> <th colspan="2">(48~72日)</th> </tr> <tr> <td></td> <th>雇用日</th> <th>年休日数</th> <th>繰越日数</th> <th>年休日数</th> <th>繰越日数</th> <th>年休日数</th> <th>繰越日数</th> <th>年休日数</th> <th>繰越日数</th> <th>年休日数</th> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>9日</td> <td>8日</td> <td>8日</td> <td>6日</td> <td>6日</td> <td>4日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>4~5年</td> <td colspan="10" style="text-align:center">(略)</td> </tr> <tr> <td>6年</td> <td>15日</td> <td>13日</td> <td>13日</td> <td>11日</td> <td>10日</td> <td>7日</td> <td>6日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7年以上</td> <td>15日</td> <td>15日</td> <td>11日</td> <td>11日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	勤続年数	雇用日	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年以上	年次有給休暇	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	20日	繰越限度日数		10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	勤続年数	週当たり労働日数		4日		3日		2日		1日		年間総労働日数		(169~216日)		(121~168日)		(73~120日)		(48~72日)			雇用日	年休日数	繰越日数	年休日数	繰越日数	年休日数	繰越日数	年休日数	繰越日数	年休日数	1年	7日	8日	7日	5日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	2年	9日	8日	8日	6日	6日	4日	4日	3日	2日	2日	4~5年	(略)										6年	15日	13日	13日	11日	10日	7日	6日	3日	3日		7年以上	15日	15日	11日	11日	7日	7日	3日	3日			○
	勤続年数	雇用日	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年以上																																																																																																												
	年次有給休暇	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	20日																																																																																																												
	繰越限度日数		10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日																																																																																																												
	勤続年数	週当たり労働日数		4日		3日		2日		1日																																																																																																											
		年間総労働日数		(169~216日)		(121~168日)		(73~120日)		(48~72日)																																																																																																											
		雇用日	年休日数	繰越日数	年休日数	繰越日数	年休日数	繰越日数	年休日数	繰越日数	年休日数																																																																																																										
	1年	7日	8日	7日	5日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																																																																										
2年	9日	8日	8日	6日	6日	4日	4日	3日	2日	2日																																																																																																											
4~5年	(略)																																																																																																																				
6年	15日	13日	13日	11日	10日	7日	6日	3日	3日																																																																																																												
7年以上	15日	15日	11日	11日	7日	7日	3日	3日																																																																																																													
公民権行使	選挙権その他公民として権利を行使する場合	必要な期間	○																																																																																																																		
証人等	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要な期間	○																																																																																																																		
地震等災害時	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	左記に認められる状態となった日から連続する3日の範囲内の期間 なお、新型インフルエンザ等感染症に感染したおそれのある者として、次のいずれかの措置を受けた場合については、この事故休暇として承認しても差し支えない。 ○ 感染症予防法第17条に基づく健康診断の受診勧告を受けた場合 ○ 感染症予防法第44条の3第2項に基づく外出自粛要請を受けた場合 ○ 検疫法第16条第2項に基づく停留の対象となった場合	○																																																																																																																		
	地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要な期間	○																																																																																																																		
忌引	職員の親族が死亡した場合	<table border="1"> <tr> <td rowspan="8">血族</td> <td>配偶者</td> <td>10日</td> <td rowspan="8">姻族</td> <td>父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>7日</td> <td>子</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>5日</td> <td>祖父母</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>祖父母</td> <td>3日</td> <td>兄弟姉妹</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1日</td> <td>伯叔父母</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伯叔父母</td> <td>1日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	血族	配偶者	10日	姻族	父母	3日	父母	7日	子	1日	子	5日	祖父母	1日	祖父母	3日	兄弟姉妹	1日	孫	1日	伯叔父母	1日	兄弟姉妹	3日			伯叔父母	1日							×																																																																																
血族	配偶者	10日		姻族	父母		3日																																																																																																														
	父母	7日			子		1日																																																																																																														
	子	5日			祖父母		1日																																																																																																														
	祖父母	3日			兄弟姉妹		1日																																																																																																														
	孫	1日			伯叔父母		1日																																																																																																														
	兄弟姉妹	3日																																																																																																																			
	伯叔父母	1日																																																																																																																			
夏季休暇	一の年の6月から9月までの期間内において1月以上の任期がある者に対し、当該期間内において付与	<table border="1"> <tr> <td>勤務日が週5日以上の者</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>勤務日が週4日の者</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>勤務日が週3日の者</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>勤務日が週2日の者</td> <td>1日</td> </tr> </table>	勤務日が週5日以上の者	4日	勤務日が週4日の者	3日	勤務日が週3日の者	2日	勤務日が週2日の者	1日	×																																																																																																										
勤務日が週5日以上の者	4日																																																																																																																				
勤務日が週4日の者	3日																																																																																																																				
勤務日が週3日の者	2日																																																																																																																				
勤務日が週2日の者	1日																																																																																																																				
病気休暇(インフルエンザ)	インフルエンザに罹患したため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	一の年度(4月1日から翌年の3月31日をいう。)において1日	×																																																																																																																		

		概要	取得期間等	時間取得									
有給	結婚休暇	職員が結婚した場合	連続する5日の範囲内の期間	×									
	住居滅失休暇	地震、水害、火災その他の災害により現住居が滅失し、又は損壊した場合	1週間を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間	○									
	妊娠休息休暇	妊娠中の女子職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	必要と認められる時間	○									
無給	妊産婦健診休暇	女子職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13上に規定する健康診査を受けるために勤務に服することができない場合	<table border="0"> <tr> <td>妊娠満23週まで</td> <td>4週間に1回</td> <td rowspan="4">の割合で1日の勤務時間の範囲内で必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td>妊娠満24週から満35週まで</td> <td>2週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠満36週から分娩まで</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>産後1年まで</td> <td>1回</td> </tr> </table>	妊娠満23週まで	4週間に1回	の割合で1日の勤務時間の範囲内で必要と認める期間	妊娠満24週から満35週まで	2週間に1回	妊娠満36週から分娩まで	1週間に1回	産後1年まで	1回	○
	妊娠満23週まで	4週間に1回	の割合で1日の勤務時間の範囲内で必要と認める期間										
	妊娠満24週から満35週まで	2週間に1回											
	妊娠満36週から分娩まで	1週間に1回											
	産後1年まで	1回											
	妊娠通勤緩和休暇	妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	勤務時間の始め又は終わりの休暇の合計が1日1時間の範囲内の期間	○									
	妊産等による障害休暇	女子の職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認める場合	7日の範囲内の期間	○									
病気休暇(私疾病)	負傷又は疾病のため療養を要する場合	療養を要する期間(90日間)	×										
産前産後	労基法第65条に定める産前産後の期間	6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定の女子が休業を請求した場合は、産前休暇を与えるものとする。出産した女子職員に対しては、出産日の翌日から起算して8週間の産後休暇を与える。	×										
育児時間(1歳未満)	生後1年に達しない子を育てる者が、その子の保育のために必要な育児時間	1日2回少なくとも30分、その生児を育てるための時間を請求できる	○										
子の看護	義務教育終了前の子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のために勤務しないことが相当であると認められる場合	<p>※週当たり労働日数が3日以上又は年間総労働日数が121日以上の方に与える。</p> <p>一の年度において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p>	○										

		概要	取得期間等	時間取得
無給	短期介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護又は世話をを行う職員が当該介護又は世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	※週当たり労働日数が3日以上又は年間総労働日数が121日以上の方に与える。 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間 (要介護者) イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子及び配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹(同居必要) ハ 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子とする。(同居必要)	○
	生理休暇	生理日の就業が著しく困難な女子が休暇を請求したときは、生理休暇を与える。	必要な期間	×
	公務上の負傷等	公務上負傷し、又は疾病にかかった場合において、療養のため勤務することができない場合	必要と認める期間	×
	骨髄移植	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務に服することができない場合	必要な日数	○